

議案第 33 号

北栄町図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町図書館管理運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 5 年 7 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町図書館管理運営規則の一部を改正する規則

北栄町図書館管理運営規則(平成17年北栄町教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(個人貸出を利用できる者)</u>  <u>第11条 個人で、図書、雑誌等資料を</u>  <u>図書館外で利用すること(以下「個人貸出」という。)</u><u>ができる者は、</u>  <u>県内に居住又は通勤若しくは通学</u>  <u>する者でなければならない。た</u>  <u>だし、館長が認めた場合は、この限り</u>  <u>でない。</u></p> <p><u>(個人貸出利用者登録)</u>  <u>第12条 略</u>            (利用者カード)  <u>第13条 略</u>            (貸出冊数及びその期間)  <u>第14条 略</u>            (資料の返納)  <u>第15条 略</u>            (利用手続)  <u>第16条 略</u>            (利用の許可)  <u>第17条 略</u>            (利用の取消し)  <u>第18条 略</u>            (資料の寄贈)</p>	<p><u>(貸出しの登録)</u>  <u>第11条 略</u>            (利用者カード)  <u>第12条 略</u>            (貸出冊数及びその期間)  <u>第13条 略</u>            (資料の返納)  <u>第14条 略</u>            (利用手続)  <u>第15条 略</u>            (利用の許可)  <u>第16条 略</u>            (利用の取消し)  <u>第17条 略</u>            (資料の寄贈)</p>

<u>第19条</u> 略 (資料の寄託) <u>第20条</u> 略 (その他) <u>第21条</u> 略	<u>第18条</u> 略 (資料の寄託) <u>第19条</u> 略 (その他) <u>第20条</u> 略
---	---

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

議案第 34 号

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

令和5年7月26日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員

番号	氏名	所属等
1	勝田 初美	女性団体連絡協議会代表

任期 令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

【参考】

○北栄町歴史民俗資料館運営委員会規則（抜粋）

（組織）

第3条 委員会の委員の定数は、10人以内とし、委員は、教育委員会が次に掲げる者の中から委嘱する。

（1）町文化財保護委員代表（2）自治会長会代表（3）青年女性代表（4）高齢者代表（5）学識経験者  
（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果公表等について

## ◎調査結果の提供について

教育委員会	Webシステム	7月24日(月) 午前10時
調査実施校	Webシステム	7月27日(木) 小学校 午前10時
		8月 2日(水) 中学校 午前10時
調査結果の公表		7月31日(月) 午後5時

## ※中学校の英語「話すこと」に関する調査

教育委員会8月21日(月) 午前10時、 調査実施校8月25日(金) 午前10時

## 1 各学校での公表等の方法

- (1) 全保護者へ「学校だより」等を配布  
内容・・・概要、学校の取組、家庭へのお願い、平均正答率など
- (2) 配布した「学校だより」等をホームページに掲載
- (3) 保護者に伝える時の表記について

平均正答率が全国(県)平均との差が

0 ~ 1.0 の時…	「ほぼ同じ」
1.1 ~ 2.0 の時…	「やや上回っている」、「やや下回っている」
2.1 ~ 5.0 の時…	「上回っている」、「下回っている」
5.1以上 の時…	「かなり上回っている」、「かなり下回っている」

## 2 各学校から地教委への提出物 (提出期限 10月6日(金))

- (1) 「学校だより」等
- (2) 結果(平均正答率の数字の入ったもの)と考察、今後の方策等をまとめたもの

## 3 地教委の分析項目等 各学校への結果の送付 : 9月8日(金)

- (1) 全町の傾向分析、町内小学校・中学校の平均正答率、児童質問紙調査の肯定的回答の割合(全国との比較、過去4年間の比較)
- (2) 対応策(地教委分析を踏まえ)

## 4 その他

- (1) 町教育委員会は、学校名を明らかにした公表はしない。
- (2) 県教育委員会から、学校名を明らかにした公表について同意を求められた場合、町教育委員会はそのことについて同意しない。